

鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申）

平成18年2月

中央環境審議会

目次

はじめに	1
1 基本指針（国）及び鳥獣保護事業計画（都道府県）の充実	2
（1）現状と課題	
（2）国における取組の明確化	
（3）鳥獣保護事業計画の充実	
ア 鳥獣を巡る現状と課題の整理	
イ 鳥獣の生息状況等に応じたきめ細かな事業の推進	
ウ 関係主体の役割の明確化と連携	
（4）国際的取組の推進	
2 特定計画制度の充実	3
（1）現状と課題	
（2）特定計画の実施に係る関係主体の連携	
ア 関係主体の役割の明確化と連携	
イ 広域的及び地域的な連携	
（3）地域に根付いた取組の充実	
（4）科学的・計画的な保護管理の推進	
ア 適切な技術開発・調査	
イ 人材の育成・活用	
ウ モニタリング及びフィードバック	
（5）適切な捕獲の推進	
3 鳥獣保護事業の強化	7
（1）現状と課題	
（2）鳥獣保護区の機能の充実・強化	
（3）鳥獣保護員の機能の充実・強化	
（4）鳥獣の流通の適正化	
（5）鳥獣個体の取扱いの適正化	
（6）鳥獣への安易な餌付けの防止	
（7）鳥獣と関わりのある感染症への対応	
（8）鳥獣保護事業に必要な財源の確保	
4 狩猟の適正化	9
（1）現状と課題	
（2）狩猟・捕獲従事者の確保と育成	
（3）狩猟の適正化	
ア わなの取扱いの適正化	
イ 鳥類の鉛中毒の防止	

はじめに

鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民共有の財産であることから、人と鳥獣との適切な関係を構築していく必要がある。このような観点から鳥獣の科学的・計画的な保護管理を進めるため「特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画という。）制度」が創設され、既に6年以上が経過した。

特定計画は、これまでに41都道府県で合計71計画が策定され、我が国において鳥獣の科学的・計画的な保護管理が進展しているところである。

しかし、この間、シカ、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布域が、特に農耕地や植林地・二次林において拡大している傾向や、カワウなどの河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大している傾向が「自然環境保全基礎調査」の結果から明らかとなり、こうした鳥獣の一部による農林水産業や生態系への被害が深刻となっている。

一方で、種又は地域によっては生息分布域の減少や消滅も明らかになっており、ツキノワグマなどでは、絶滅のおそれのある地域個体群や、分布域が孤立している地域個体群が見られるなど、生物多様性の保全の観点からも見過ごせない問題が生じている。

鳥獣の生息状況の変化の要因としては、昭和30から40年代における落葉広葉樹林などの自然林の開発と人工林化や積雪量の減少などの自然環境の変化だけでなく、中山間地域での人口の減少と高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の発生や森林管理を含めた地域住民等の活動の低下、狩猟者の減少・高齢化など、社会・経済活動の変化も指摘されている。

このような、人と鳥獣のあつれきや、生物多様性の保全といった課題への対策が、特定計画に基づく鳥獣保護管理の取組として実施されているが、これまでの実施状況の評価から、自然科学的観点からの対応と社会的観点からの対応をより一層進める必要があることが明らかとなった。

また、国際的な取組に目を向けると、ラムサール条約湿地を増加させるとの国際的な取り決めに基づき我が国においても登録湿地が増加しており、国指定鳥獣保護区については66箇所中21箇所がラムサール条約湿地に登録されている。このため、こうした鳥獣保護区については、国際的な責務を果たす意味でもより適切に管理していくことが求められている。

さらに、個別の課題として、鳥獣保護区の生息環境の改善や鳥獣保護員等の専門性の向上に関する課題に対応した鳥獣保護区や鳥獣保護員の機能の充実・強化、狩猟者の減少や農林水産業被害の深刻化等に対応した狩猟・捕獲従事者の確保と育成、わなの取扱の適正化等、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を巡る様々な課題に対して必要な措置を講じることが求められている。

以上のような様々な課題への対応を検討するため、環境省において野生鳥獣保護管理検討会を設置し、平成16年12月に報告がとりまとめられた。その後、平成17年9月21日に環境大臣から中央環境審議会に対し「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」意見が求められ、野生生物部会のもとに鳥獣保護管理小委員会が設置された。

本小委員会は、野生鳥獣保護管理検討会での議論も踏まえ、平成17年10月から平成18年1月までに5回開催され、その間、委員による現地調査及び関係団体からのヒアリングを行うとともに、審議の途中段階でパブリックコメントの募集を行った。

本報告書は、これらの検討の結果を踏まえ、とりまとめたものである。

1 基本指針（国）及び鳥獣保護事業計画（都道府県）の充実

（１）現状と課題

鳥獣保護事業計画は、都道府県の実施する鳥獣保護事業について、基本的な考え方や施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、基本指針という。）」に即して、都道府県知事が定めることとされている。

鳥獣による農林水産業や生態系への被害の発生、また、地域的な絶滅のおそれなどの鳥獣を巡る様々な課題に対して、総合的かつ的確に対応するためには、上記の基本指針及び鳥獣保護事業計画について、自然的・社会経済的な状況の変化を踏まえた見直しを行い、こうした課題に係る対応の方向性を盛り込むことにより適切に鳥獣保護事業を実施することが可能となること、また、鳥獣保護事業への市民の理解をより深めることが求められている。

また、鳥獣保護事業を担当する部局だけではなく、農林水産業を担当する部局や市町村、地域住民などの鳥獣保護事業、鳥獣による被害、生息環境管理等に関係する様々な主体が、それぞれの役割に応じて連携を図りつつ取組むこと、さらに、関係する都道府県の連携による、鳥獣の地域個体群の動向を踏まえた適切な保護管理を推進することが求められている。

（２）国における取組の明確化

国は、鳥獣を巡る全国的な現状と課題を整理したうえで、鳥獣保護管理の方向と国の役割を基本指針において具体的に示すことが必要である。

また、全国的な鳥獣の生息状況の変化や被害の状況等を踏まえ、狩猟鳥獣の範囲については科学的な知見の下に定期的な検討を行う必要がある。

さらに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣法という。）の規定により同法の適用除外とされている鳥獣（海棲哺乳類）については、関係機関とも連携して生息状況に関する情報収集を図り、適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに本法除外対象種の見直しを行う必要がある。

（３）鳥獣保護事業計画の充実

ア 鳥獣を巡る現状と課題の整理

近年の鳥獣を巡る状況を踏まえ、生物多様性の確保及び鳥獣による被害への対策等を含めた鳥獣の保護管理の効果的な推進を図るためには、鳥獣保護事業をよりきめ細かに実施できるような事業計画の充実が必要である。例えば、鳥獣の生息状況や生態等に応じた取組が可能となるように事業計画の内容の見直しを行い、また、事業計画の策定にあたっては、鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の鳥獣を巡る現状と課題を十分に整理する必要がある。

イ 鳥獣の生息状況等に応じたきめ細かな事業の推進

基本指針において、鳥獣の希少性や由来などによる区分の方法と、区分ごとの保護管理の方向性を明らかにするとともに、鳥獣保護事業計画においては都道府県の実情に応じて生息する鳥獣を区分し、区分ごとにその取扱いの方向性を明らかにすることが適当である。また、島嶼部等の地形や気候等の違いにより、鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域についても、その地域の保護管理の方向性を必要に応じて事業計画の中で示すなどにより、きめ細かな鳥獣保護事業を推進する必要がある。

ウ 関係主体の役割の明確化と連携

鳥獣保護事業計画の実施にあたっては、鳥獣保護管理に関わる国、地方自治体、事業者、市民・民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、効果的な実施を図る必要がある。

特に市町村については、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、近年、鳥獣保護事業を実施する上での役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施にあたって適切な役割を果たすことが期待されている点を十分に踏まえ、その体制整備や国及び都道府県からの適切な支援を図る必要がある。

また、鳥獣の生息状況や地域個体群の動向を踏まえ、鳥獣の生息環境の保全及び被害防止対策等を効果的に実施するため、地方自治体における鳥獣担当部局、農林水産担当部局及び市民、民間団体等その他関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する地方自治体間等の連携の強化を図る必要がある。

(4) 国際的取組の推進

国境を越えて移動する渡り鳥等の保護を図るためには、鳥獣保護区の指定及び管理を適切に実施することにより、国内における鳥獣の保護及びその生息地の保全を進めるとともに、特に我が国との関連の深い地域との連携による国際的な生態系ネットワークの形成等が必要である。

このため、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略等を通じた国際的な連携協力体制のもと、渡り鳥の追跡調査等の調査研究、鳥獣の保護に関する情報交換や技術協力を進めることが重要である。

2 特定計画制度の充実

(1) 現状と課題

特定計画制度は、地域的に著しく増加又は減少している鳥獣の科学的・計画的な保護管理を進めるために平成 11 年に制度化され、これまでに 41 都道府県で 71 計画が策定（平成 17 年 11 月現在）されている。

特定計画の策定状況については、シカでは生息分布域の大部分の都道府県で策定されている一方で、イノシシでは生息分布域から見ると策定している都道府県が相対的に少ないなど、鳥獣の種によって差が生じている。特定計画の実施状況については、都道府県の自

己評価によれば、種によって傾向は異なるものの、年数を経ている計画では良い評価となる傾向にあるが、現段階では評価ができないとする計画もある。また、鳥獣による被害が拡大するなど特定計画策定時よりも被害状況が悪化し、特定計画策定の効果が見られないとの評価もある。

さらに、特定計画をより効果的に実施するために、計画の進行管理、地域別等の下位計画の策定、調査モニタリング手法の改善、都道府県境を越えて広域的に移動する鳥獣の保護管理への対応、必要な予算の確保等も課題となっている。

(2) 特定計画の実施に係る関係主体の連携

ア 関係主体の役割の明確化と連携

鳥獣の科学的・計画的な保護管理を進めるために、都道府県における鳥獣の生息状況を踏まえ、今後とも特定計画の策定を進め、適切な鳥獣保護管理を推進することが必要である。

また、特定計画の実施にあたっては、国、都道府県、市町村等の行政機関や地域住民等の関係主体の役割を明確化するとともに、緊密な連携を図ることが重要である。

行政機関の役割としては、国については全国的な観点から、特定計画策定のためのマニュアルの整備、広域的な鳥獣保護管理に関する指針の提示、モニタリング手法等の調査研究及び都道府県担当職員等への研修等が考えられる。都道府県については地域個体群の個体数調整、生息環境管理及び被害防除等の方針の検討並びに実施が考えられる。市町村については現場レベルでの個体数調整、生息環境管理及び被害防除対策の実施等が考えられる。また、各行政機関において鳥獣保護管理を担当する専門職員の育成も含め職員の専門性を確保することが重要である。

特に、鳥獣による被害への対策は捕獲のみによる対応では不十分であり、個々の地域の被害特性に応じて科学的・計画的な鳥獣保護管理の考え方のもと、鳥獣担当部局及び農林水産担当部局等が主体的に、農林水産業関係団体、猟友会支部、地域住民等と連携し、防護柵の設置や追い払い等の被害防除対策を進めるとともに、鳥獣の生息環境の適切な保全と管理を図る必要がある。

イ 広域的及び地域的な連携

鳥獣の保護管理への取組に地域間で格差が生じた場合、過剰な捕獲による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いにともなって個体が拡散し被害の拡大等が生じることがある。このため、特定計画の対象となる地域個体群については、広域的（都道府県レベル）又は地域的（市町村レベル）に関係主体が連携し、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、効果的な個体数調整を実施するための捕獲期間、捕獲場所及び捕獲数等の調整、共通の情報をもとに取り組むための広域的なモニタリング手法の統一などを図り、地域個体群の規模、行動範囲に応じて、隣接都道府県や関係市町村による協議会等の設置を含め、特定計画の推進を図る枠組みを強化するなどにより、適切な保護管理を進めることが重要である。

また、都道府県等における効果的な鳥獣の保護管理を支援するために、国は、広域的に保護管理すべき地域個体群について、その全国的な輪郭及び保護管理の方向性を指針などにより提示するとともに、特定計画における地域や年次に応じた下位計画の策定に関する

考え方を基本指針において整理することが必要である。

(3) 地域に根付いた取組の充実

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、鳥獣担当部局や農林水産担当部局等が鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策の推進と一体的に鳥獣の生息環境の適切な保全を図るなど、総合的な取組が必要である。

特に、鳥獣による被害対策については、このような総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくことも重要である。

また、地域的な共通認識のもと、生ゴミや未収穫作物の除去、耕作放棄地の適切な管理、安易な餌付けを行わないことにより鳥獣の誘引要因を除く他、手入れの行き届かない里地里山の適切な管理、豊かな河川環境の再生、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備及び保全等により、人と鳥獣のあつれきを未然に防止し、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに取り組むことや、鳥獣の保護管理を進める上で必要となる学習放獣を行う場所の確保も必要である。

このため、鳥獣保護管理や農林水産業に関係する専門家の指導を受けながら、地域が一体となって対策を講じ、市町村や都道府県がこれを支援する体制づくりを進めるとともに、都道府県や地域レベルで実施されている鳥獣保護管理の実践に関する様々な事例について、幅広く情報共有を図ることが重要である。

(4) 科学的・計画的な保護管理の推進

ア 適切な技術開発・調査

特定計画制度の効果的な実施のためには、鳥獣の生息分布域、生息数、生息密度及び移動等の生息状況や生息環境に関する情報、鳥獣による農林水産業及び自然生態系等への被害の状況、社会経済などの状況等を的確に把握し、分析することが重要である。

環境省においては、都道府県や関係団体等の協力を得ながら「自然環境保全基礎調査」等による鳥獣の生息分布の把握、「ガンカモ科鳥類の生息調査」及びシギ・チドリ類の定点調査等による渡り鳥の渡来状況の把握、「鳥獣関係統計」や「野生鳥獣情報システム」による鳥獣の捕獲や鳥獣保護区等の状況の把握、「標識調査」による鳥類の移動・生息状況の解明、また、特定の鳥獣に関する生態等の解明やモニタリングの手法開発に係る調査を実施している。

特定計画制度の効果的な実施に資するために、今後もこうした調査の継続とともに内容について見直しを行いつつ充実を図ることや、特定計画の実施状況に関するモニタリング結果を踏まえながら特定計画策定のためのマニュアルの整備や見直しを進めることも必要である。

都道府県においては、鳥獣保護センターや農林水産業関係の試験研究機関等の既存の組織を活用しながら、鳥獣保護管理のための調査研究体制の充実を図り、都道府県内における鳥獣の生態解明などの調査研究の推進や、地域特性に応じた効果的な生態調査・モニタ

リング手法、被害対策など、鳥獣保護管理に関する技術開発を進めることが必要である。

イ 人材の育成・活用

特定計画の効果的な推進にあたっては、鳥獣の保護管理に関する専門的知見を有する者が実際に特定計画の実施に関わること、またそのような者が助言・指導を行うことが重要である。

このため、国や地方自治体等においては、職員の研修等による専門性の充実、専門的知見を有する人材を登録等により活用する制度の構築、特定計画の実施に資する民間団体の育成など、人材を育成・確保する仕組みの充実を研究機関や大学等とも連携しながら図る必要がある。

ウ モニタリング及びフィードバック

特定計画の策定段階における生息数の過小評価や、特定計画の実施段階における生息状況や被害状況の変化など、特定計画を実施する際の不確実性を補い、実効性を高めるためには、実施状況に関する継続的なモニタリングの結果に基づきフィードバックを行う順応的管理が重要である。

このため、狩猟や個体数調整による捕獲情報や被害防除効果に関する情報の迅速かつ的確な収集及び提供を図るとともに、特定計画の実施状況に関するモニタリングを関係する都道府県等で実施し、特定計画の目標を含め、捕獲数や捕獲地域の設定、鳥獣保護区及び休猟区の適正な配置や管理等へ適切にフィードバックすることが重要である。

さらに、全国的に特定計画の実施状況を把握し、国や都道府県等の関係部局間で情報の共有を図ることも必要である。

(5) 適切な捕獲の推進

特定計画に基づく個体数調整は、モニタリング結果等を踏まえて適切に見直していくことが重要であり、狩猟を活用した保護管理の推進を図るためにも、特定鳥獣の生息状況等に応じて、一定の区域についての入猟者数を調整できる制度について検討するとともに、鳥獣保護区及び休猟区の配置や、休猟区等も含めた捕獲地域の見直しを進め、特定計画の目標達成を図る必要がある。

また、適切な捕獲技術により錯誤捕獲の防止を図るため、わなの適切な設置と見回りの励行を設置者に指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進めるため、行政と地域住民との日常的な意思疎通を図る必要がある。

さらに、鳥獣の保護管理に必要な捕獲を促進するためにも、捕獲個体を資源として有効に利用する方策について、関係行政機関等と鳥獣担当部局が連携協力して検討することも重要である。

3 鳥獣保護事業の強化

(1) 現状と課題

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために必要と認める区域について、環境大臣は国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、また、都道府県知事は地域的な鳥獣の保護の見地から、それぞれ指定することとなっている。国指定鳥獣保護区については、近年、渡り鳥の生息地等国際的に重要な湿地等において指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録されており、こうした指定状況の変化を踏まえた適切な管理が求められている。

一方で、都道府県指定の鳥獣保護区については、昭和60年代頃までその面積は増加傾向であったが、近年では鳥獣による農林水産業被害などを背景に地域の理解が得られずに指定が進まず、横ばいの傾向となっている。

また、特に良好な鳥獣の生息環境の確保が求められる特別保護地区については、生物多様性の保全と賢明な利用を進めるため、計画的な指定と、より適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区における生息環境の悪化も生じており、生息環境の保全・改善の必要性が高まっている。

鳥獣保護員は、鳥獣保護事業の実施を補助する者として都道府県に置かれており、現在はその総数の目標を市町村数に見合う配置としているが、近年の市町村合併の進展により市町村数が減少していることを踏まえ、活動内容等の必要性に応じた適切な配置が求められている。また、従来は狩猟における取締りが活動の中心となっていたが、近年では、鳥獣保護管理に関する普及啓発や指導も含めた広範な対応が期待されている。

鳥獣の流通等については、国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、また、目的を偽った捕獲許可により、捕獲個体の不適切な処置が行われたことが過去に指摘されている。さらに、愛がん飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等、鳥獣の個体の取扱いについての一層の取組みの推進が求められている。

鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生等により関心が高まっており、行政機関における鳥獣担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見からの情報提供などの役割が求められている。

(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化

鳥獣保護区における生息環境の保全のためには、狩猟の禁止や開発行為の規制のみならず、鳥獣が生息しやすい自然環境の保全や、鳥獣保護区指定後の環境の変化等による生息環境の悪化に対応するため、必要に応じて生息環境の保全・改善のための事業を実施することが必要である。また、鳥獣による農林水産業被害を背景に、鳥獣保護区の適切な配置や管理を進めることも求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣をはじめとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としてふさわしく、鳥獣や生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が期待されている。加えて、国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加していることにも対応するため、鳥獣保護区ごとの保護に関する指針の充実を図るとともに、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた管理計画を策定することが重要である。

また、特別保護指定区域については、その目的を効果的に達成するため、一律の規制ではなく、各指定区域の状況に応じた必要な規制を選択的に実施する仕組みを検討する必要がある。

国指定鳥獣保護区については、国際的・全国的な観点から、渡り鳥の渡来地や鳥獣の重要な繁殖地などの情報の集積と分析を行い、その結果に基づいて計画的に指定等を行うこと、また鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくことが必要である。

(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化

鳥獣保護員の活動については、従来の狩猟の取締りに加えて、鳥獣の保護管理に関する普及啓発や地域的なアドバイスが可能となるよう専門的な指導も含めた活動内容の充実を図る必要がある。このため、科学的・計画的な鳥獣保護管理に必要な専門的知識を持つ人材を公募などにより確保するとともに、鳥獣保護員に必要な専門的知識等を踏まえた研修等による資質の向上や鳥獣保護員の活動報告等の鳥獣保護管理への活用を図ることが重要である。また、現行の市町村数に見合う人数を目標とした配置にとらわれない柔軟な配置を進める必要がある。

(4) 鳥獣の流通の適正化

国内で違法に捕獲した鳥類を、輸入鳥と偽って飼養している事例が依然として指摘されていることへの対応として、輸入鳥と国内産の野鳥との識別マニュアルの作成と見直しを継続するとともに、両者の個体識別が措置できる仕組みを検討する必要がある。

また、鳥獣の不適切な流通につながる、目的を偽った捕獲を防止するため、許可申請に関する審査を的確に行うとともに、捕獲個体の処置が適正なものとなるように、飼養登録制度を適切に運用する必要がある。

(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化

愛がん飼養の対象となる鳥類については、その捕獲により国内産鳥類の保護に好ましくない影響を与えることがないよう、その生息状況等を踏まえた適切な取扱いを進める必要がある。

傷病鳥獣の取扱いについて、野生復帰のための考え方など基本的な考え方を検討するとともに、傷病鳥獣から得られるデータに関する採取データ項目の全国的な統一を図るなどにより、科学的な保護管理に活用することも重要である。さらに、都道府県において飼養のためのボランティア制度の活用を進めるほか、保護飼養、リハビリテーション及び個体情報の把握等に関する適正な技術を有したりハビリテーターの育成を進める必要がある。

(6) 鳥獣への安易な餌付けの防止

観光客等によるニホンザルへの安易な餌付けが野生の喪失につながり、人への咬傷や商店及び人家への侵入などが発生している事例や、住民がイノシシに安易な餌付けを行うことにより、市街地への出没が継続する等の事例が発生しており、条例を制定して餌付けを禁止するなどの取組みがなされている。

鳥獣を誘引する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人

間の与える食物に依存するおそれや、農作物への被害を引き起こす動機を作るおそれなどがあり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないように、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む必要がある。

(7) 鳥獣と関わりのある感染症への対応

鳥獣を担当する国及び都道府県の行政機関は、鳥獣についての専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して鳥獣が関わる人獣共通感染症に対する適切な理解を促すことにより、社会的な不安の発生の防止や解消に努めるとともに、公衆衛生や家畜衛生等を担当する部局への適切な情報提供により、今後の発生予防等に資することが求められている。

このため、鳥類の移動経路の解明や高病原性鳥インフルエンザ等の鳥獣との関わりのある感染症のモニタリングを行い、鳥獣に関する専門的な知見からの適切な情報提供等を進める必要がある。

(8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保

鳥獣の保護管理は、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に密接に関連し、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保や地域社会の健全な発展に資するものである点について国民の理解を醸成し、関連する分野が幅広く連携して事業を進めることが必要である。

このため、鳥獣保護事業の必要性や実施状況について広報を行い、また、狩猟税については、地方税法の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な使用を推進するとともに、鳥獣保護管理に資する生息環境の整備や被害防除などの事業との連携を図ることも重要である。また、近年、一部の都道府県において法定外目的税として環境保全目的の新たな税を導入し、様々な事業に活用している事例があることを踏まえ、鳥獣保護管理にも資するよう、関係部局との連携を深める必要がある。

4 狩猟の適正化

(1) 現状と課題

狩猟は、地域資源の持続的な活用を図るだけでなく、特定計画に基づく捕獲など鳥獣の保護管理に貢献しており、科学的な保護管理の考え方のもとで今後ともその役割を果たしていくことが期待される。しかし、狩猟者の減少や高齢化等が進行しており、狩猟に関する知見の継承や、捕獲従事者の確保が課題となっている。また、鳥獣保護管理に関する知識の習得や技術の向上も求められている。

網やわなの取扱については、銃猟と比べ事故の危険性は低いと考えられるが、箱わなに子供が閉じ込められるなどの事故の発生や錯誤捕獲等の問題も生じている。また、近年、網わな免許の取得者が増加していることも踏まえ、安全及び管理に関する制度の充実が課題となっている。

(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成

科学的・計画的な鳥獣保護管理に資するように、狩猟免許更新時の講習や狩猟免許試験の内容について、鳥獣保護管理に関連する知識・技術を充実し、狩猟者の資質を高めるとともに、必要な捕獲技術者を確保するための地域連携や、狩猟免許取得の促進につながる方策を検討する必要がある。

また、農林水産業関係団体職員や農林水産業従事者等が自ら鳥獣による被害対策としての適切な捕獲を行えるような体制が求められている。網猟とわな猟は、従来対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も大きく異なることから、必要な免許を取得できるように、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることにより、錯誤捕獲等の防止に向けたわなの設置技術の向上など、わな猟についての専門性の向上を図る必要がある。

(3) 狩猟の適正化

ア わなの取扱の適正化

人の安全を確保する観点から、わな等の使用を禁止あるいは制限する地域制度の導入を図り、また、わなの設置者の明示の義務化とともに、違法に設置されたわなについては、鳥獣法に基づいて指名される都道府県の司法警察員を有効に活用し、撤去を積極的に行うことが必要と考えられる。

また、わな猟における猟具のうち、特にくくりわな、とらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図る必要がある。特に捕獲された場合の鳥獣への傷害が大きかったり、鳥獣を放獣するための改良が困難な構造であるとらばさみについては、農林業被害対策における使用の必要性等も踏まえ、登録狩猟における使用禁止を含め、適切な取扱いを検討することが求められている。

イ 鳥類の鉛中毒の防止

水鳥が水底の小石とともに鉛製散弾を摂取することや、猛禽類が山野に放置された鳥獣の捕獲個体に残存した鉛製散弾を摂取することにより、鳥類の鉛中毒が発生している。このため、水辺域における鉛製散弾の全面的な使用禁止に向け、規制地域の設定を一層進めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど捕獲個体の適切な取扱いに係る取組を徹底する必要がある。